

1 議事日程(第4号)

(令和4年第4回久山町議会6月定例会)

令和4年6月13日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 議案第27号 久山町教育委員会委員の任命同意について
日程第2 議案第28号 工事請負契約の締結について
日程第3 議案第29号 備品購入契約の締結について
日程第4 議案第30号 町道路線の廃止について
日程第5 議案第31号 令和4年度久山町一般会計補正予算(第1号)
日程第6 議員派遣の件
日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(10名)

- | | |
|---------|----------|
| 1番 阿部文俊 | 2番 久芳正司 |
| 3番 阿部哲 | 4番 本田光 |
| 5番 末松裕 | 6番 阿部恒久 |
| 7番 山野久生 | 8番 荒巻時雄 |
| 9番 佐伯勝宣 | 10番 只松秀喜 |

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

- | | |
|---------|---------|
| 6番 阿部恒久 | 7番 山野久生 |
|---------|---------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

- | | |
|-------------|----------------|
| 町長 西村勝 | 副町長 佐伯久雄 |
| 教育長 安部正俊 | 経営デザイン課長 中原三千代 |
| 会計管理者 佐々木信一 | 上下水道課長 久芳義則 |
| 福祉課長 稲永みき | 都市整備課長 大嶋昌広 |
| 総務課長 久芳浩二 | 町民生活課長 井上英貴 |
| 産業振興課長 横山正利 | 教育課長 江上智恵 |
| 健康課長 亀井玲子 | |

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

- | | |
|-------------|--------------|
| 議会事務局長 小森政彦 | 議会事務局書記 城戸貞人 |
|-------------|--------------|

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日、全員出席であります。よって議会は成立いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議事日程に入る前に、佐伯議員から6月7日の一般質問の発言につきまして、訂正の申し出がっておりますので発言を許可します。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） マスクを取らせていただきます。

私の発言で、一点勘違いがありましたので訂正いたします。私の6月7日の一般質問において4番の補助金目的外使用と久山道の駅事業についての項目ですが、久芳前町長を一般質問の場に招致することが望ましいという通告書の記述について私は、一般質問という言葉は自分が出した通告書には入れてなかったんじゃないかという疑問を呈した発言をいたしました。確認しましたら一般質問という文言は入れておりました。私の勘違いであったことをここで申し上げ、訂正いたします。

なお、これは会議録上はこのまま変わらないというふうなものと理解してますが、その点はそれで間違いありません。法律上は。言ってしまったことはこうやって発言訂正しますが、それは確認させていただきます。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第27号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第1、議案第27号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案は、人事案件でございますのでプライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第27号久山町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第28号 工事請負契約の締結について

○議長（只松秀喜君） 日程第2、議案第28号工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第28号工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第29号 備品購入契約の締結について

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第29号備品購入契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第29号備品購入契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第30号 町道路線の廃止について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第30号町道路線の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 本案の路線について6月9日現地調査に伺いました。そうしましたら、既に町道のところには工事が入っており、廃止を前提とした工事をされているものと見受けられました。従いまして、この廃止をする条例がですね、決定前にそういう工事がされてるってということについて、順番がおかしいのではないかという疑問を持っています。それについて質問します。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、そういう経緯につきまして都市整備課長の方から簡単にちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 今回の町道廃止の件につきましては、事前にですね、5月8日付で供用の廃止の手続きを行っております。一帯の開発が出されることによって、もう既に民地の売買については、2月中にもうほぼ完了をなされておりましたので、その道路に関して供用をされる方はいないものと、一体として開発されますので、判断しましたので5月8日付、供用の廃止の手続きを行っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今、少し私の方から都市整備課長の話した内容について補足させていただきたいと思います。

まず今回の案件につきまして、議案説明会でもお話があつてと思いますが、開発案件ならず、特積みの案件になるということで、建築がおけるといふ物件であります。農地転用許可がおりたのが3月末という時点になります。これをもって、動きを始めるということになりますので、6月議会にですね、町道認定の路線廃止というのは、やむを得ず6月

にかかってしまうというのは流れ上、そういうふうになっているというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） そうしますと、今後の開発案件に町道があったときの手続きですけども、本来であれば、廃止の手続きをしてから開発という手続きが正しいのか、今行っているような売買が先行したり、供用の廃止が先行したり、そして後で廃止の条例が出てくるというようなこと。どちらが本来は正しいやり方ですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず今回、開発行為であれば当然事前にそういうお話しを進めた上で協議ができます。今回のような案件が実はそういうふうの開発だけを、行為を受けなくても建築へ進んでいくと。民地の開発がそれで進んでいくっていう状況が、今起こりつつあるってのは今回、浮き彫りになってきたかなと私は思っています。そういうものをどうしていくかっていうのが本来大事などこになっています。普通で考えた場合、今議員がおっしゃるように、議会の方に町道認定の廃止を求めた上で、そういう造成等に入っていくというふうになりますが、こういう場合に、地権者の問題、そして開発の造成の問題いろんな問題が今発生してきてます。その場合の状況を把握しながら、ケースバイケースというのは、今後出てくるだろうと思ってます。

ただ、私としては、当然そういう行為がありながらも、町道認定の廃止、こういう議会にかける案件につきましては、できるだけそういう行為の前にかけていくっていうのが本当だと思います。そういうことが今回浮き彫りになってきました。ただそういういろんな諸条件、個人さんのそういう権利、いろんなものもあると思います。町としても、この企業誘致というものに対して、捉え方というのも頭に置いていかなきゃいけないと思ってます。そういうことを含めた上で、しっかり議会の方に私は提案をしていきたいと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 議会としては、議会軽視にならないように、事前に例えば臨時会も含めて対応ができるのかも含めて、ぜひ順番が後付けにならないようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

荒巻議員。

- 8番（荒巻時雄君） 町道辻畑2号線の41mと3号線の228.5mを廃止して、一般財産としてその後、売却する方針だということを議案説明会で説明を受けましたが、ここで二つほどお尋ねしたいことございます。

まず、現在敷地造成されている場所は、16mの都市計画道路が将来にわたり計画されております。そして、その敷地にかかるようになっております。町道を売却するのか、あるいは計画通りにかかる場所に借地として確保しておくのか。また、計画道路の法線を変更するのか、これをやはり早急に検討されるべきではないかと考えております。

そしてもう一つでございますけれども、特積み合わせ貨物運送許可条件の中には、農地法、都市計画法、建築基準法と法令に抵触しないこと、また規模が適切であること、接する道路の交通安全と円滑を阻害しないことというふうにうたっております。

交通対策に対しては、安全をしっかりと要求していくべきではないかと思えますし、また、町道の廃止までして、当町は協力している造成地でございます。多くの環境問題についても、お願いしてはいかがかと考えております。どうもこの特積みという法は、市街化調整区域の開発許可も行っていいような特権を持っているように感じます。この町もやっぱり将来に考えたときに、少しやはり注意を持って進めていかなければいけない問題だと思いますし、よその自治体でも、さいたま市あたりは、自分とこなりに開発行為の手続きに関する条例なんかを策定してやっている土地もあります。この件に関して、お答えできたらお願いいたします。

- 議長（只松秀喜君） 西村町長。

- 町長（西村 勝君） まず、都市計画道路の件につきまして、お話しをさせていただきます。

あくまで、今現在は都市計画道路は16mかかっています。これについての法線というのは、具体的に高橋～原線ですね、あっちのほうに結ぶという道路として計画があります。ただ具体的にその法線がはっきり今の段階で決まった状況ではないと。ただ、この幅員の確保につきましては今回当然今後の拡幅も含めて、建築計画にかからないようにということで、そういう話は企業ともやっております。

今後、今みたいな話になってくるときにこれは都市計画事業として、認定してくることによって、用地というのは補助事業ということで町の持ち出しっていうのも、全額単費ということもなくなりますので、その辺につきましては、そういうふうな形でこの事業というのは用地というのは確保していきたいと今考えております。それで、借地っていう問題

も、いろんなご議論もあると思いますが、今未確定の段階で町が単費で購入をするということよりも、そういう事業を確定した段階でやっていくというのが、税金的に、財政的にも効率化が図れるのではないかというふうに今捉えております。

次の交通安全・環境問題ということだと思います。私も今回の案件っていうのを少し危惧してるところがあります。こういうものが久山町で特積みっていうことで、いろんなとこが出てくるという問題が出てくるということは、今後、想定はされるんじゃないかと思ってます。町としても、企業誘致ということは雇用そして固定資産税財政につながるという非常に大きな競争元力にもなるとは捉えてますが、今住まれている方がそれによって不利益を被るというのも違う話だと思います。その辺も含めた上で企業とはこういう案件、法律がまだ追いついてないような案件においても、そういう観点を持ってちょっと協議をしていくというのが大事だろうと思ってます。町としては、そういうことを、実は環境保全条例っていうのを定めて、よそより早くそういうのを制限していくとか、決まり事を作ってる町でもあります。ただなかなか、この特積みにつきましては今、そういうところが規制がかからないとかいろんな問題が出てきてるとというのが状況になってます。その辺について今からどういうふうにしていくかっていうのが、今回の私たちに問われてる案件になってきてると思いますので、その辺につきましては、行政として開発行為でなくても、住民の皆さまに対して不利益があるっていうことがないように、それを協議していくという方針で課内・役所内では、共有をしているところです。

以上です。

○議長（只松秀喜君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第30号町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第31号 令和4年度久山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第31号令和4年度久山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

本田議員。

○4番（本田 光君） 議案第31号について質問いたします。

町長に質問しますが、歳入は、令和4年度新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付事業、町はコロナ禍における物価高騰に対する経済対策として、今特に物価高が生活を脅かしております。そういう中で、経済対策として久山町指定可燃ごみ袋の大、1枚105円を各世帯に20枚ずつ配布されると。これは、指定ごみ袋の視点に充てられたなど評価したいと思います。それと同時に、それともう一つマスコミ報道にもされてますように、両小学校の給食のいわゆる2学期分だけが無償と。それから中学校のランチサービスを。これはいいと思いますけども、なかなか持続的というふうにはならない。国の経費も相当後退して、国もかなり厳しいような状況であるし、同時に地方自治体を取り巻く関係も含めて、地方財政も大変な状況になってきてるなどというふうに思います。そういう中でごみ袋とそれから学校給食充てられるというのはこれは評価したいと思っておりますが、もうあの期限が切れたらそれで終わりというふうになるわけですね。これはもう後が大変だというふうになりますけども。町長そこでお尋ねしますが、このごみ袋のいわゆるこの20枚支給は評価したいと先ほど言いましたけども、もう10円でも20円でも、105円から引き下げる考えはないのかどうか。これが持続化につながるわけですね。その点をぜひ検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、今回はこういう物価高、原油価格の高騰に物価高に対する一時的な私は支援だと思っております。当然今後、最終的に継続的な事業というのは、国の補助事業交付金等も含めた上で、また判断しながら、議会の方とですね、お諮りしながらやっていかなきゃいけないと思っております。

今回、そのごみ袋の件につきましては、やはり一時的な支援というふうに思っております。先ほど、本田議員も言われましたように、なかなか財政事情というのにも先を見通して今見切れないそういう状況でもありますから、今はそういうこのごみ袋以外に対しても、値下げをしていくっていうことが、簡単に判断ができる状況でもないと思います。ただ、こういうごみ袋以外についても、要するにやはり財政との、要するに、今後の見通しを含めた

町の中で久山町でどのようなサービスとして生活支援をしていけるのか、住民の皆さんの暮らしを豊かにしていくかっていうのは、いつも判断していかなければいけないと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 町長の答弁は答弁として多少わかりますけども、やはりこのごみ袋関係は、何度も一般質問等もさせていただきましたけども、今回20枚支給というのが提案されてるし。できれば持続可能なやはり他町並みについていうことにならなくても、10円でも20円でも引き下げることが可能かどうか、この点も持続可能なやはり経済対策というか。町民に喜ばれる、おそらくこれから公務員の方たちも含めて給料等あたりは下がってくるんじゃないかと。つい最近期末手当等も引き下げが行われたわけですね。人事院勧告等含めて。やはりそういう生活に支障のない方策をどう構築していくかという関係含めて、国の政策もあるけども、やはり地方自治体としてどう対応していくかという点で、もう一度、検討するというぐらいの言葉がいただけたらいいんですが、町長、どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） お答えは変わりませんが、持続可能な中についていうことは、一つの事業を持続可能にすることによって違う事業が持続可能にならなければそれもまた意味がないと思っています。もう一つは、持続可能な事業を行うためには持続可能な財源が必要です。だからこの二つを考慮してサービスを判断していくというのが私の責任かなと思います。

以上です。

○4番（本田 光君） はい、議長。

○議長（只松秀喜君） ちょっと本田議員に注意します。

補正予算とは何も関係ない質問なっておりますので、補正予算に関係ある質問をお願いします。

本田議員。

○4番（本田 光君） それで僕はこれ関係が多少あるというふうに思いますが、20枚支給という関係が、そこに視点を当てられたというのは僕は評価したいと。

しかし、これを持続可能な方向にどうやはり結びつけていくかというのは、やはり先ほど言ってますように、ぜひ町長もう一度検討課題にしてもらいたいと思いますがどうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私の答弁はもう先ほど言いましたとおり変わりませんので今回、議案第31号につきまして、その分として本田議員にはご判断をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 3点ございます。2点はごく簡単な質問でございますのでちょっと聞き漏れもあったかもしれませんが、確認でございます。

予算についてこの1枚ペーパーこれがわかりやすいと思いますけれども。まず1点目が、先ほども質問ありましたごみ袋ですね、ページ15ページ。これは、各家庭皆さんのお手元に届くのは、レターパックというふうで、いつ頃届くのか、それを教えていただきたいのが1点。

そしてもう1点が、21ページの学校給食費等支援金ですね。今お話しありましたけど、おそらくこれでランチサービス頼んでみようという方も増えると思いますし、それによって、これは補助が、無償化が終わった後も、これは喫食率保っていける部分があるかもしれないし、須恵町みたいに補助が終わったら元に戻るかもしれない。しかしそうやって今回支援するという事で喫食率が上がるかもしれませんが、それによってこのランチサービスは、率が上がった。皆さんから支持を得てる。だから中学校給食導入は議論しなくてもいいんだということにはこれならないと思いますね。その辺も含めまして、今後また中学校給食導入、今は考えてないけれども、また議論を続けるというふうな事、そういった要素があるということで思っていたきたいなと思うのがそれについてちょっと所感をいただきたいというのが1点。

あと3点目がこれ財政全般ですね。ちょっとこれも私、担当課長に聞けばよかったんですが、1番後ろ、合計ということで、9,386万2,000円が今回この交付金充てられるということで、あとトータルが、1億と395万2,000円ですよ。要は、町の手出しというのは実質1,009万円ですか、しかない。でもこれは、財源内訳見ましたら、国庫支出金というふうになってる。これ、どうなんすか考え方として、これ国の交付金を充てるということで、国庫支出金にしなきゃいけないと思ってたんですが、一般財源。一回ぶちこんでから給付するという形なんですか、そこら辺ちょっと基本的なことを教えていただきたい。その3点です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、ごみ袋支給時期ということでは議案説明会でご説明がちょっと漏れてたのかなと思いますので、申し訳なく思います。一応ですね、今のところ7月中旬を

予定いたしております。

次の給食問題の議論につきましては、それはもう教育長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） マスク外させていただきます。

今回の給食費の無償の件は、2学期に実施する給食についてでございます。ランチサービス充実のための施策ということではなくって、厳しい経済状況の家庭を支援するという措置ですので、そこはちょっと大きく趣旨が違うところがあります。先ほど例に挙げられました須恵町の例として言われましたけれどももちろんこれを契機に、中学校のランチサービスを充実させる、広報等に努めるということはもちろん行いますけれども、仮にその喫食率が上がる下がるによってその成果が出るとかということでもこれはありません。ただ、これを契機に、保護者の方には理解いただいて、積極的に注文していただく努力はしていきたいというふうに思います。

それから、その議論の話ですけれども、前回の一般質問での質問のときにもお答えしましたように、十分検討した結果、令和元年にランチサービスを始めたわけですので、よりこのランチサービスが充実するような、検討をずっと行っていきたいというふうにも考えております。議論というのはもう完全給食へ向けて議論をするという時期ではないというふうに申し上げましたけれども、このランチサービスの充実のための議論は行っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 3番目のですね、歳入歳出の件につきましては、経営デザイン課長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 先ほど佐伯議員がおっしゃった、ご質問は特定財源として予算書に記載がないのはどうしてかということでしょうか。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止および感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活の支援等を通じた地方創生資する事業に充てる交付金として、国から交付される交付金になっております。通常の国庫補助金補助事業のように、事業に対して交付率が定まっているものではありませんで、地方財政状況調査においても、一般財源として扱うようになっておりますことから、特定財源とはしておりません。ただ交付金を充当する事業につきましては、一

覧表でお配りして下さるとおり、ちゃんと交付金に合った事業をするということで計画を出させていただいて、それを進めてまいるようにしております。

以上です。

○9番（佐伯勝宣君） 結構です。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第31号令和4年度久山町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議員派遣の件

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第7、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） はい、しっかり審議していただきたい。それだけでございます。はい、少数の意見も取り入れてください。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回久山町議会6月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時00分